

日田市規則第60号

日田市生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年 8 月27日

日田市長 原 田 啓 介

日田市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

日田市生活保護法施行細則（平成12年規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(就労自立給付金決定通知書)</p> <p>第12条 略</p> <p><u>(進学準備給付金申請書)</u></p> <p>第13条 <u>施行規則第18条の9第1項の規定による進学準備給付金の支給の申請の様式の標準は、進学準備給付金申請書(様式第32号)とする。</u></p> <p><u>(進学準備給付金決定調書)</u></p>	<p>(就労自立給付金決定通知書)</p> <p>第12条 略</p>

第14条 法第55条の5第1項の規定により進学準備給付金を支給するときの決定調書は、進学準備給付金決定調書（様式第33号）により行うものとする。

（進学準備給付金決定通知書）

第15条 法第55条の5第1項の規定により進学準備給付金を支給するときは、進学準備給付金支給決定通知書（様式第34号）により行うものとする。

（徴収金等支払申出書）

第16条 法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金から法第78条に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出様式の標準は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（様式第35号）とする。

（不服申立て）

第17条 法に基づく処分に係る審査請求書及び再審査請求書の様式の標準は、審査・再審査請求書（様式第36号）とする。

（経由）

第18条 略

（徴収金等支払申出書）

第13条 法第78条の2第1項又は第2項の規定により保護費又は就労自立給付金から法第78条に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出様式の標準は、生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書（様式第32号）とする。

（不服申立て）

第14条 法に基づく処分に係る審査請求書及び再審査請求書の様式の標準は、審査・再審査請求書（様式第33号）とする。

（経由）

第15条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。